

仙台市新型コロナウイルス感染症
緊急対策プラン

令和2年6月
仙 台 市

目 次

はじめに	1
第1章 緊急対策プランの策定について	2
1 策定の目的	
2 対策の段階（フェーズ）	
3 位置づけ等	
第2章 現状と課題	3
1 国の現状	
(1) 感染状況	
(2) 経済状況	
2 仙台市の現状	
(1) 感染状況	
(2) 地域経済状況	
3 これまでの主な取り組みの振り返りや課題	
(1) 医療提供体制等	
(2) 地域経済	
(3) 教育・子育て環境	
(4) その他市民生活等	
第3章 基本的な方向性と基本方針	11
1 基本的な方向性	
2 3つの基本方針	
基本方針1：市民の「命」を守る，第2波を見据えた医療提供体制の構築へ	
基本方針2：日常の「暮らし」を取り戻し，新たな生活スタイルへ	
基本方針3：仙台の「経済」を支え，まちの新しい未来へ	
3 対策の推進	
(1) 関係機関との連携	
(2) 庁内体制	
第4章 取り組み内容	15

はじめに

本市で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、3か月が経過いたしました。3月下旬から4月中旬にかけては、複数のクラスターが発生し、連日感染者が確認されるなど、大変厳しい状況が続きました。

4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言がなされ、16日には全国に拡大されました。この間、市民の皆様には、外出自粛や学校の休業など、様々な制約やご不便をおかけいたしました。本市においては4月29日以降新たな感染者は確認されておらず、5月14日には宮城県の緊急事態宣言が解除されました。

市内において、これだけ早期に収束できたのは、市民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力、そして、感染リスクと戦いながらご対応いただいた医療従事者の方々のご尽力の賜物と考えております。改めて深く感謝申し上げます。

しかし、新型コロナウイルスの脅威が去ったというわけではなく、第1波の収束は、いわば通過点であり、今後想定される感染の第2波への対応が何より重要となります。

6月1日からは学校も再開され、少しずつ私たちの日常の暮らしが戻ってきていますが、ここで気を緩めることなく感染防止対策を徹底しながら社会経済活動を再開していくことが、早期の地域経済回復への近道であると考えております。

このような状況の中で、何としても感染の第2波を防ぎ、社会経済活動も活性化していく、その両方を実現するため、今年度実施する取り組みを中心とした「仙台市新型コロナウイルス感染症緊急対策プラン」をまとめました。

仙台はあの東日本大震災から立ち上がり、そして、新型コロナウイルスの第1波も乗り越えることができました。これらの経験から、市民の皆様と力を合わせれば必ず感染の第2波・第3波にも打ち勝ち、仙台の明るい未来が開けるものと信じております。

今後も、本プランに基づき全庁一丸となって新型コロナウイルス感染症対策に全力を尽くしてまいりますので、引き続き、市民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和2年6月3日

仙台市長 郡 和子

第1章 緊急対策プランの策定について

1 策定の目的

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、本市の市民生活と地域経済に深刻な影響をもたらしています。

現時点でこの感染症の終息は見通せませんが、感染拡大防止、第2波への備えを最優先に、一日も早く市民の皆様の日常の暮らしを取り戻し、経済活動も再開・活性化していく必要があります。

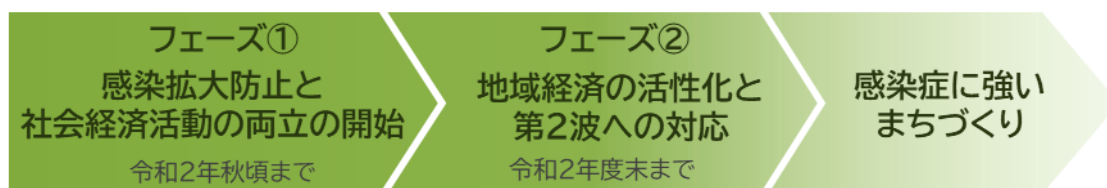
また、これまでの対面を前提とした生活様式の変更が余儀なくされるなど、この感染症は人々の価値観に大きな影響を与えており、変容していく社会の流れを的確に捉えながら、未来のまちづくりにつなげる準備をしていかなければなりません。

このような考えの下、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な方針や取り組みを示す「仙台市新型コロナウイルス感染症緊急対策プラン」を策定します。

2 対策の段階（フェーズ）

ウイルスは一般的に寒く乾燥した季節に活性化することが多いと言われていますが、高温多湿な東南アジア諸国等においても新型コロナウイルスへの感染が確認されており、新型コロナウイルスの性質等については、まだ専門家の間でも解明されていない点が多くあります。

こうした中、先も見据えながら時宜に応じた的確に感染拡大防止や社会経済活動を行っていくことが求められるため、市内において感染者が確認された場合にはフェーズにかかわらず最優先で感染拡大防止に取り組むことを大前提に、年内にも感染の大きな第2波が到来するという想定の下、令和2年度内に2つのフェーズを設定し、段階に応じた対策を進め、感染症に強いまちづくりにつなげていきます。



3 位置づけ等

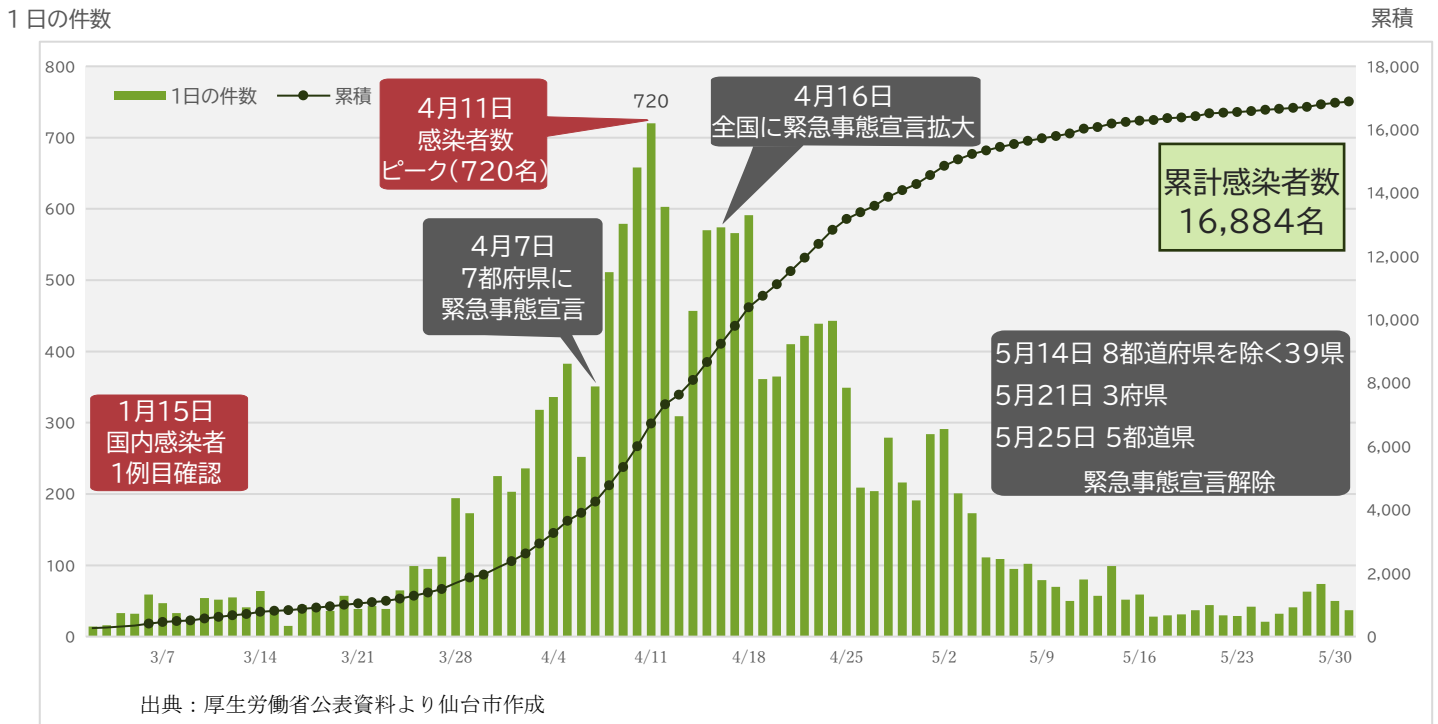
- ・ 本プランは、感染の第2波へ備えつつ、市民生活や地域経済の活性化を図るため、令和2年度内に実施する取り組みを中心にまとめたものです。
- ・ 本プランの推進にあたっては、より実効性の高い取り組みとなるよう、関係団体や有識者と意見交換等を行いながら必要な施策を的確に講じていきます。
- ・ 感染症対策は息の長い取り組みが必要であり、本プランの基本的な考え方や中長期的な取り組みについては、仙台市総合計画審議会等における議論も踏まえ、総合計画への反映を検討していきます。

第2章 現状と課題

1 国の現状

(1) 感染状況（令和2年5月31日現在）

日本国内の感染者数の推移は、次のとおりです。4月中旬には1日に500名以上の感染者が確認される日が続きましたが、5月に入ると減少傾向となり、5月25日にはすべての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。



(2) 経済状況

4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、感染症拡大の影響により、世界経済は戦後最大とも言うべき危機に直面しており、また、日本経済は大幅に下押しされており国難とも言うべき厳しい状況に置かれているとの認識が示されています。

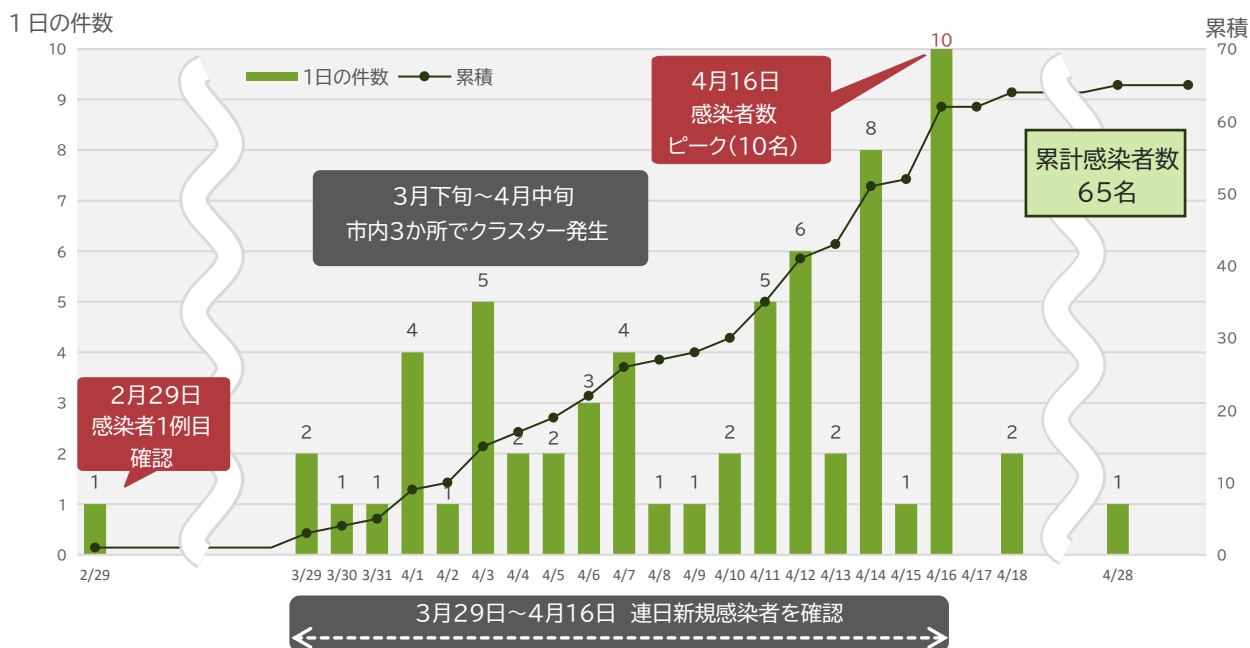
また、5月13日に発表された内閣府の「景気ウォッチャー調査」によれば、景気動向の現状判断・先行き判断ともに、リーマンショック時と比べても急速に悪化しており、その水準も過去最低を更新しているなど、極めて厳しい状況にあると分析されています。

さらに、5月18日に発表された「1～3月期の国内総生産（GDP）速報値」では、実質成長率がマイナス0.9%、年率に換算するとマイナス3.4%と2期連続のマイナスとなっており、緊急事態宣言発出後の4月、5月はさらに厳しい状況が想定されるため、景気の一層の悪化、求人の減少など雇用への影響も懸念されています。

2 仙台市の現状

(1) 感染状況（令和2年5月31日現在）

仙台市における感染者数の推移は、次のとおりです。4月29日以降は、新たな感染者の発生はなく、また、5月27日までにはすべての感染者が退院している状況です。



出典：仙台市作成

(2) 地域経済状況

5月に本市が実施した、新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業所向けの実態調査では、緊急事態宣言の対象地域が拡大され、宮城県にも適用された4月16日の前よりも状況が悪化していると回答した事業所は73.2%で、既に影響が出ている事業所と今後の先行きを懸念する事業者を合わせると94.5%となるなど、本市の地域経済は深刻な状況にあり、とりわけ宿泊・飲食サービス業を中心に大きな影響が生じています。

3 これまでの主な取り組みの振り返りや課題

(1) 医療提供体制等

① 保健所の役割

本市保健所では、新型コロナウイルス感染症への一連の対応として、注意喚起や市内での発生状況等に関する情報提供のほか、電話相談窓口（コールセンター）や感染疑いのある方の相談を受け受診調整等を行う帰国者・接触者相談センターの運営、積極的疫学調査、クラスター対策、仙台市衛生研究所への検体の搬送、感染者の入院調整など多岐にわたる業務を行ってきました。

加えて、重症者等を治療する病床を確保するために宮城県が設置する軽症者用の宿泊療養施設の運営について協力するとともに、東北大学病院によるドライブスルー方式の帰国者・接触者外来の設置・運営にも携わってきました。

今後、第2波により感染者が増加した場合でも、これらの業務が円滑に行えるよう、職員応援体制の整備やさらなる人材育成を図るとともに、十分な検査や患者の受け入れ体制の確保のため、引き続き県や関係機関と連携を深めながら、適切に役割を果たしていく必要があります。

② 電話相談窓口（コールセンター）の運営

宮城県と共同で24時間体制のコールセンターを設置しましたが、2月中旬以降、想定を超える件数の相談があり、電話がつながりにくい状況が発生しました。その後、電話回線の増設や人員体制の強化を行ったこと、また、4月後半以降は相談件数も落ち着いてきたことから、電話がつながりにくい状況は改善されています。

また、コールセンターにおいて医療機関を受診勧奨された方が、医療機関を受診すると再度コールセンターに電話するよう指示されるといった事例もあったことから、コールセンター-医療機関-帰国者・接触者相談センター間の情報伝達の方法を整理しました。引き続き、不安を抱えている方からの相談に対応できるよう、必要な体制を確保していく必要があります。

③ 帰国者・接触者外来の体制確保

感染疑いのある患者を診察し、PCR検査の検体を採取する帰国者・接触者外来については、当初、医療機関の確保や夜間・休日の輪番体制を比較的順調に構築できましたが、感染疑いのある患者が増加するにつれ、土日を中心に受診待ちが発生しました。

各医療機関における受診方法の工夫による受け入れ可能数の増加や、東北大学病院の臨時診療所として新たにドライブスルー方式の帰国者・接触者外来を立ち上げたことにより、4月下旬には受診待ちは解消されました。

一方、入院協力医療機関と帰国者・接触者外来の医療機関が重複しており、入院患者の増加に伴って、帰国者・接触者外来の体制維持が医療機関にとって重い負担となるなど、患者が多数発生した場合の体制の確保が必要となります。

④ 入院協力医療機関の確保

感染症指定医療機関の病床が満床となる場合の入院協力医療機関については、市内においては比較的速やかに確保されましたが、実際の入院調整の段階では、患者が多数発生した4月中旬において、入院調整に時間を要する事例が発生しました。4月20日以降は、入院調整が宮城県調整本部に一本化され、軽症者の宿泊療養施設が稼働したものの、その後も一時的に入院待ちの状況も生じました。

今後、第1波の経験を踏まえ、さらにそれを上回る患者が発生する場合であっても円滑な医療の提供ができるよう、引き続き入院協力医療機関を確保していく必要があります。

⑤ PCR検査体制の確保

本市のPCR検査については、仙台市衛生研究所において実施しており、人員体制の整備や検査機器の増強により、4月13日以降は80件/日の検査が可能となりました。

この検査可能数を超える検査が必要となる場合は、宮城県保健環境センター、(公社)宮城県医師会健康センターにおいても検査ができるよう連携体制を構築しています。

今後、更なる検査体制の拡充にあたっては、専門的なスキルをもった人材の育成のほか、民間検査機関等のさらなる活用や、入荷状況が不安定な試薬等消耗品の確保が必要となります。

⑥ 積極的疫学調査

積極的疫学調査は、感染が判明した患者について、患者の基本情報や臨床経過、発症前後の行動歴、接触者等について調査し、感染源の推定や濃厚接触者の把握、健康観察などにより感染拡大防止を図るもので、クラスターの発生が推定された際には、PCR検査の対象者の範囲を拡大して実施したことなどにより、感染拡大防止に効果を発揮しました。

一方で、調査結果の発信については、市域を跨いで濃厚接触者の発生や調査内容の整理などに時間を要したため、今後は保健所への職員応援体制の整備などにより速やかに公表できるようにすることが必要です。

⑦ 感染者発生状況等に関する情報発信

市内の感染者の発生状況については、感染症のまん延防止の観点から個人情報保護に留意しつつ、PCR検査の結果が判明次第、その都度記者会見を行い、ホームページにも掲載するなど、速やかな情報提供に努めてきました。

しかしながら、患者が多数発生した4月中旬以降、ホームページに最新情報が掲載されないことがあり、また、情報も探しにくいといった課題も生じました。

その後、ホームページの構成も見直し、最新の情報を探しやすいなど改善を図りましたが、引き続き様々な媒体を活用しながら、適時必要な情報をわかりやすく発信していく必要があります。

(2) 地域経済

感染症への不安感が間接的に経済活動に影響を及ぼし始めていた3月に、緊急経済対策の第1弾として、中小企業の喫緊の課題である資金繰りを支えるため、本市融資制度の拡充や保証料の補給による事業者負担の緩和などを行う支援策を実施しました。

その後、市内への感染拡大に伴い、地域経済が直接大きな打撃を受けたことから、4月にまとめた緊急経済対策第2弾では、休業要請に応じた事業者への地域産業協力金、売り上げが5割以上減少した事業者への地域産業支援金などの支援を行うこととしました。

今般、緊急事態宣言の解除を受け、地域経済活動に少しずつ動きが見えてきたことから、中小事業者の事業継続を引き続き支援するとともに、経済の回復期を見据えた追加対応策として、商店街限定プレミアム商品券の発行支援や宿泊促進キャンペーンなどの需要喚起等、そして事業者の前向きな投資を支援する地域産業応援金などの施策を盛り込んだ緊急経済対策第3弾を実施します。また、本市経済の下支え、働く方々の雇用維持のため、公共事業の計画的な発注や地元企業への発注の促進などにも取り組んでいます。

今後とも、感染症により、特に大きな影響を受けている事業者の経済活動の回復に向けた道筋を支えていくことが必要です。また、第2波への備えとして、新しい生活様式に対応した事業スタイルへの転換支援に取り組んでいくとともに、地域経済の成長を強力に後押ししていくための対策を検討していく必要があります。

(3) 教育・子育て環境

① 市立学校

市立学校については、児童生徒の健康と安全の確保を第一に、3月2日以降5月末まで臨時休業としました。

この間、小学校の1年生から4年生、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒について、保護者が仕事を休むことが困難な場合の学校での受け入れを継続して行い、児童生徒の居場所の確保を図りました。

また、自宅訪問や郵送等により教員からのメッセージや学習課題の配付を行い、分散登校日などに提出してもらうことで学習状況の把握や目標の確認、励ましなどの双方向的な支援を行うとともに、動画等の掲載によりホームページコンテンツの充実を図り、児童生徒の家庭学習支援を行いました。

学校再開に向けては、児童生徒が生活リズムを整え、円滑なスタートにつながられるよう、複数回の分散登校日を設けるなどの対応を図りました。

今後は、学習の遅れに対して、児童生徒の負担にも十分に配慮しながら対応していく必要があるほか、かつてない社会環境に置かれている児童生徒の心身の変化に細心の注意を払い、中長期的な視点で見守っていくことが不可欠となります。

また、今回の臨時休業における課題を踏まえつつ、感染の第2波への対応も含め、児童生徒の学びの機会を確保するために必要な対応を検討し可能なものから取り組む必要があります。

② 保育所・児童クラブ、子育て支援等

保育所等の保育施設や児童クラブについては、共働き家庭等への配慮から開所を原則としたため、児童と職員の感染予防が課題となりました。

児童クラブの密集性を緩和するため、3月2日以降、児童館の自由来館を休止するとともに、家庭での対応が可能な場合は児童クラブの利用を控えるよう保護者に要請しました。保育所等については、4月13日から5月末まで、家庭での保育等が可能な場合は登園を控えるよう保護者に要請しました。

また、3月1日以降、のびすく（子育てふれあいプラザ等）を原則休館としたほか、3月3日以降幼児健康診査を一時休止とするなど、子育てに関する各種事業の実施を制限したため、子育て家庭の精神的な負担への対応が必要となります。

(4) その他市民生活等

① 市民生活

4月16日の全国一斉の緊急事態宣言による外出自粛要請により、かつてない移動及び交流の制限に加え、休業要請による所得の低下や失業の恐れ、また、これらに起因するストレスにより、抑うつ状態になること、さらに児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)など人権侵害をもたらす可能性が指摘されました。

仙台市精神保健福祉総合センターが実施する電話相談「はあとライン」には、市民から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不安の声が寄せられました。

また、生活に困窮している方の相談窓口である「仙台市生活自立・仕事相談センター『わんすてっぷ』」には、連日多くの相談が寄せられていたことから、ゴールデンウィーク期間も相談窓口を開設し、生活や住まいに関する支援にあたるなど、生活にお困りの方に寄り添う支援を行いました。

今後も、増加が見込まれる相談に対応し、市民生活における様々な分野において、新型コロナウイルス感染症による影響が顕在化してくることを念頭に、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

② 地域団体・NPO・ボランティア

外出や直接的なコミュニケーションの自粛の中で、地域における日常の繋がりの維持が困難となり、民生委員児童委員による単身高齢者の見守りや支援などをはじめ、子ども食堂など各種ボランティア活動が大きく制限されることになりました。加えて、地域団体やNPO等の活動に不可欠な場である市民センターなどの公共施設の利用停止により、活動の休止を余儀なくされるなどの影響がありました。

国の新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、政府から実践例が示された「新しい生活様式」を取り入れるなど、生活習慣の変革が求められる中、幅広い世代間における交流、それを生かした子育て支援や高齢者支援、地域に根差した防犯・福祉ネットワークなどの地域における活動においても、新たな活動のあり方について整理が必要になるなど、再開に向けて課題が生じています。

③ 高齢者・障害者

高齢者が外出を控え、自宅にとじこもりがちになることで、生活不活発による筋力低下等、健康への影響が懸念され、健康維持の取り組みが求められます。

また、障害のある方への新型コロナウイルス感染症に関する情報保障については、市長記者会見の手話通訳付きの動画を配信するとともに、コールセンタ

ーにおいてもファクスやメールでの受付も可能としました。障害の種類や程度により、必要な情報提供の手法は様々であることから、今後も、点字や音声、拡大文字などの手法により、適切な情報保障に努める必要があります。

高齢者や障害者の福祉施設については、利用者や従事者の感染防止や、感染の恐れのある中でのサービス提供の継続が課題であり、これまでも感染拡大防止のための留意点の周知や、マスクやアルコール消毒液等の支給に努めてきましたが、今後とも、衛生用品の確保など施設における感染防止のための取り組みを着実に進めるとともに、サービスを継続するための事業者への支援を行っていく必要があります。

④ 避難所

災害時の避難所は、密集・密接・密閉が生じやすい環境となります。避難所での新型コロナウイルス感染を防ぐため、避難所の運営を担当する部署に対し、避難所内の衛生環境の確保や発熱等の体調不良者を受け入れる専用スペースの確保などについて周知するとともに、避難所内を消毒するためのアルコール消毒液やマスクの備蓄を進めてきました。

今後、各避難所における新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、避難所運営マニュアルへの感染症対策に関する事項の追加や、感染拡大を想定した訓練の実施などの対策を講じていく必要があります。

第3章 基本的な方向性と基本方針

1 基本的な方向性

○ 社会経済活動の本格的な再開に向けて

社会経済活動の再開に際して、国の専門家会議は、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いをはじめとする「新しい生活様式」の実践とともに、「3つの密」の回避を中心とした行動変容を講じていくことなどを求めています。

この「新しい生活様式」の実践を市民に呼び掛けるため、藩祖伊達政宗公の名前を合言葉に作成した「せんだい生活スタイル」を含め、今後これらの定着も図りながら、深刻な影響を受けている地域経済の再生・活性化の取り組みを進め、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指していきます。

○ 第2波を見据えた感染症対策

未だ国内では新たな感染者の発生も確認されており、今後、人の移動が回復することなどにより、新たな感染拡大（第2波）が到来することを想定し、感染予防・拡大防止に万全の対策を講じる必要があります。

3月から4月の本市の取り組み等について検証を行いつつ、今後必要となる相談・検査・医療体制等について、宮城県や市医師会、医療機関等と連携を図りながら早急に体制を構築し、第2波へ備えます。

地域経済や教育環境等への影響を最小限に抑える対策を適時適切に講じることで、市民の皆様の安全安心を確保します。

○ まちの活力の創出と新しい未来に向けて

今後の感染症の襲来にも万全の備えを行うとともに、地域経済や教育などの軌道を一刻も早く回復させ、活力の創出につなげることは喫緊の課題ですが、そうした取り組みを進める中では、感染症対策という視点のみならず、新型コロナウイルス感染症を機に変容してきた人々の価値観に寄り添いながら、これからのまちづくりを考えていくことが重要です。

中長期的な視点のもと、今回の教訓を新しい時代をつくるターニングポイントと捉えて、市民の皆様とともに前に進むことで、安心した生活を確保することはもとより、仙台市の価値を高めることができるよう、未来につながる取り組みをしっかりと進めていきます。

せんだい生活スタイル

～合言葉は『だ・て・ま・さ・む・ね』～

<h2>だ</h2> <p>大事な人を 守るために</p> 	<h2>て</h2> <p>手洗い 30秒</p> 	<h2>ま</h2> <p>マスクを しよう</p> 	<h2>さ</h2> <p>3密 避けて</p> 	<h2>む</h2> <p>向かい あわない</p> 	<h2>ね</h2> <p>ネットも 活用</p> 
---	---	--	--	--	---

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

出典：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）から抜粋

2 3つの基本方針

基本的な方向性に基づき、次の3つの基本方針の下、6つの対策分野において取り組みを進めていきます。

基本方針1：市民の「命」を守る，第2波を見据えた医療提供体制の構築へ

市民の命を守ることを最優先に，感染症の第2波に備え，感染拡大の防止や医療提供体制の強化に取り組みます。

対策分野① 感染拡大防止

【重点的な取り組み】

- ・ 避難所の感染症対策の推進 (No.13)
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し (No.14)

対策分野② 医療提供体制強化

【重点的な取り組み】

- ・ 重症者及び中等症者の病床確保 (No.18)
- ・ 軽症者等の療養体制の確保 (No.19)
- ・ オンライン診療等の推進 (No.21)
- ・ 検査体制の強化 (No.23)
- ・ 保健所の体制強化 (No.24)
- ・ 発熱患者への医療の確保 (No.25)

基本方針2：日常の「暮らし」を取り戻し，新たな生活スタイルへ

市民お一人おひとりが1日でも早く日常の暮らしを取り戻し，新たな生活スタイルの下，感染症の第2波の際にも日々の暮らしを守る取り組みを推進します。

対策分野① 市民生活支援

【重点的な取り組み】

- ・ 各種支援制度に関する情報発信の強化 (No.45)

対策分野② 教育・子育て支援

【重点的な取り組み】

- ・ 学びの確保 (No.47)
- ・ 学びのICT活用推進 (No.48)
- ・ 子どもの保育環境・居場所づくり (No.50)
- ・ 児童生徒の心のケア (No.53)

基本方針3：仙台の「経済」を支え，まちの新しい未来へ

地域の経済活動を支え，仙台のまちの活性化・活力創出につながる取り組みを推進します。

対策分野① 地域経済の再生・活性化

【重点的な取り組み】

- ・ 事業継続支援 (No.57)
- ・ 商店街活性化支援 (No.61)
- ・ 宿泊需要の喚起 (No.67)

対策分野② まちの活力創出

【重点的な取り組み】

- ・ 観光需要の喚起 (No.69)

3 対策の推進

(1) 関係機関との連携

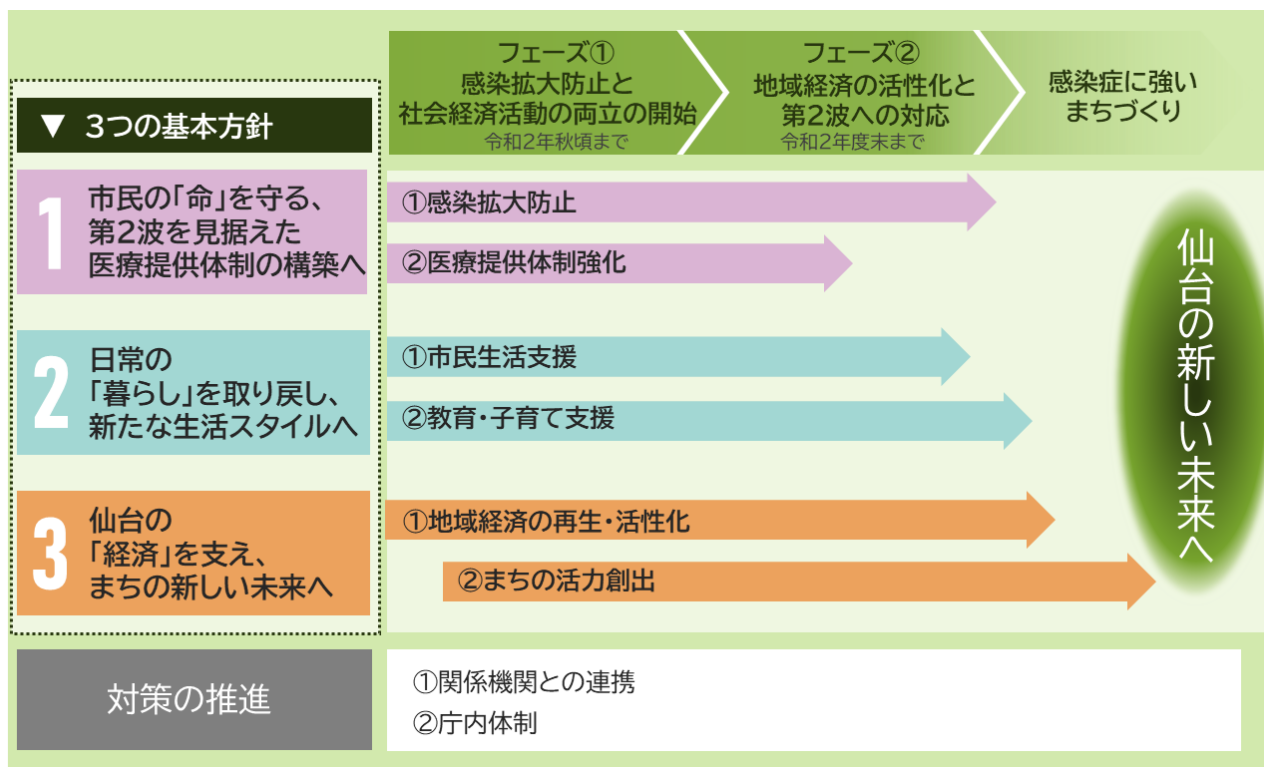
本プランに掲げる取り組み内容は、保健医療や経済分野のみならず、子育て、教育、福祉など多岐にわたります。これらの取り組みをより実効性のあるものとするため、国・県はもとより市医師会、医療機関、経済団体、福祉関係事業者、教育機関、NPOや地域団体など、様々な関係団体と連携・協働を深めながら進めていきます。

(2) 庁内体制

3つの基本方針の下、総合的な調整を行いながら組織横断的に対応する体制により、全庁を挙げて各般の施策を適時的確に推進していきます。

また、対策の推進にあたっては、事業の見直しや組み替えなどを行い、必要な財源やマンパワーを確保します。

対応イメージ



第4章 取り組み内容

- 本市における新型コロナウイルス感染症対策に関する主な取り組みを、基本方針、それに対応する対策分野ごとにとりまとめ、一覧にしました。
- この一覧で示している時期は目安であり、仮に第2波等の感染拡大の恐れがある場合においては、フェーズにとらわれず、感染拡大防止に最優先で取り組みます。
- また、一覧に掲載した各種取り組みは、新型コロナウイルス感染症の動向や社会経済状況等を勘案し、適時に必要性・内容・手段等について検討しながら、実施を判断していきます。
- 本プラン策定後の社会経済状況の変化等に伴い、早急に対応が必要と判断される施策についても、掲載項目と同様に適切に進捗管理を行います。

【一覧の見方】

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要	フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の自立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
1	①市民の「命」を守る、第2波を見据えた医療提供体制の構築へ	①感染拡大防止	感染症に関する情報発信	新型コロナウイルス感染症患者の市内での発生状況や積極的疫学調査の結果、検査実施状況や相談状況等について、個人情報の保護等に留意しながら、最新の情報を正確かつわかりやすく発信するとともに、市民に寄り添った対応を行います。	感染症に関する情報発信	情報発信手段の多様化		危機管理室、総務局、健康福祉局、教育局
2		②多言語による情報発信	多言語による情報発信	外国人観光客に対して、新型コロナウイルス感染症に関する情報を（公財）仙台観光国際協会と連携し、多言語でわかりやすく発信します。	多言語による情報発信			文化観光局
3		③新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されるに際して、まん延防止等重点措置の適用	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されるに際して、まん延防止等重点措置の適用	新型コロナウイルスの感染の拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されるに際して、まん延防止等重点措置の適用	まん延防止等重点措置の適用			危機管理室
					ごに基づく各種要請の周知			環境局
					出し方・集積所清掃の注意喚起			市民局
					の利活用促進			

【No.】
取り組みの整理番号を記載しています。

【対策分野】
当該取り組みが該当する対策分野を記載しています。「感染拡大防止」、「医療提供体制強化」、「市民生活支援」、「教育・子育て支援」、「地域経済の再生・活性化」、「まちの活力創出」

【取り組み】
取り組みの名称を記載しています。

【概要】
取り組み内容の説明を記載しています。

【フェーズ】
取り組みを実施する概ねの時期（目安）を記載しています。

【基本方針】
当該取り組みに対応する基本方針を記載しています。
①市民の「命」を守る、第2波を見据えた医療提供体制の構築へ
②日常の「暮らし」を取り戻し、新たな生活スタイルへ
③仙台の「経済」を支え、まちの新しい未来へ

【担当局】
取り組みを所管する部署を記載しています。

▶ : 給付金や助成事業など取り組みの終期の目安がある取り組みは、実線の矢印で表記しています。

▶▶▶ : 新型コロナウイルス感染症の収束状況を勘案しながら実施期間を判断していく取り組みは、先端が破線の矢印で表記しています。

取り組み一覧

1 市民の「命」を守る, 第2波を見据えた医療提供体制の構築へ

① 感染拡大防止		② 医療提供体制強化	
1	感染症に関する情報発信	15	健康電話相談窓口の設置
2	多言語による情報発信	16	帰国者・接触者相談センターの設置
3	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく各種要請	17	帰国者・接触者外来の確保
4	ごみの出し方・集積所清掃の注意喚起	18	重症者及び中等症者の病床確保 【重点】
5	自転車の利活用促進	19	軽症者等の療養体制の確保 【重点】
6	福祉施設等における感染防止対策の周知徹底	20	医療資器材の確保
7	衛生管理体制の強化	21	オンライン診療等の推進 【重点】
8	学校における感染防止対策の推進	22	救急体制の維持
9	幼稚園, 保育所等における感染防止対策の推進	23	検査体制の強化 【重点】
10	感染拡大防止のための児童福祉施設等の受入れ環境整備	24	保健所の体制強化 【重点】
11	福祉施設多床室個室化事業費助成	25	発熱患者への医療の確保 【重点】
12	認可外保育施設支援	26	広域的な医療提供体制の整備
13	避難所の感染症対策の推進 【重点】		
14	新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し 【重点】		

2 日常の「暮らし」を取り戻し, 新たな生活スタイルへ

① 市民生活支援		② 教育・子育て支援	
27	生活・就労支援	42	福祉サービスの継続支援
28	住居の確保	43	市民活動団体支援
29	特別定額給付金の支給	44	安定的なごみ処理体制の確保
30	国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金	45	各種支援制度に関する情報発信の強化 【重点】
31	学生支援	46	窓口サービスの利便性向上
32	障害者の在宅就労等支援	47	学びの確保 【重点】
33	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	48	学びのICT活用推進 【重点】
34	市税の徴収猶予(特例)	49	家庭学習支援
35	水道料金・下水道使用料の減免	50	子どもの保育環境・居場所づくり 【重点】
36	陽性患者の家族等への生活支援	51	子育て世帯の支援
37	高齢者の健康維持	52	児童生徒の健康維持
38	消費者支援	53	児童生徒の心のケア 【重点】
39	DV防止・被害者支援	54	子育て相談体制の充実
40	人権配慮に関する啓発	55	妊産婦支援
41	心のケア・自死予防		

3 仙台の「経済」を支え, まちの新しい未来へ

① 地域経済の再生・活性化		② まちの活力創出	
56	地域産業総合相談	65	テレワーク導入支援
57	事業継続支援 【重点】	66	雇用支援
58	資金繰り支援	67	宿泊需要の喚起 【重点】
59	市税の徴収猶予(特例)・税負担の軽減	68	MICEの誘致
60	域内循環の促進	69	観光需要の喚起 【重点】
61	商店街活性化支援 【重点】	70	文化芸術活動支援
62	販路開拓支援	71	スポーツイベントの開催・誘致
63	地元企業資金調達支援	72	公共空間利活用促進
64	「新しい生活様式」に対応した新事業創出支援	73	公民連携/起業家支援

対策の推進

庁内体制			
1	組織横断的な推進体制の整備	4	会議の開催方法等の検討
2	確実な財源とマンパワーの確保	5	職員研修の開催方法等の検討
3	仙台ふるさと応援寄附を活用した寄附金の募集	6	庁内の感染症対策
		7	職員の心身のケア

【基本方針に基づく取り組み】

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
1	①市民の「命」を守る、第2波を見据えた医療提供体制の構築へ	①感染拡大防止	感染症に関する情報発信	新型コロナウイルス感染症患者の市内での発生状況や積極的疫学調査の結果、検査実施状況や相談状況等について、個人情報保護等に留意しながら、最新の情報を正確かつわかりやすく発信するとともに、日常生活における感染防止のポイント等について普及啓発を行います。また、情報が市民に広く行き届くよう、発信手段の多様化を検討するとともに、障害のある方への情報発信については、障害の種類や程度に応じた適切な情報保障に努めます。
2			多言語による情報発信	外国人住民に対して、新型コロナウイルス感染症に関連する情報を（公財）仙台観光国際協会と連携し、多言語でわかりやすく発信します。
3			新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく各種要請	新型コロナウイルスの感染の拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されるに至った場合、宮城県と十分に連携を図りながら、外出の自粛、施設の使用制限、催物の開催自粛などの要請等について市民に広く働きかけ、感染拡大防止を図ります。
4			ごみの出し方・集積所清掃の注意喚起	使用済みマスクなどを家庭ごみに出す際の注意点や、集積所の清掃を行う際の注意点等について、市ホームページや町内会へのチラシの配布等により周知し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ります。
5			自転車の利活用促進	通勤・通学中の密を避けるため、自転車の活用について、普及啓発を行います。
6			福祉施設等における感染防止対策の周知徹底	福祉施設等における集団感染発生を予防するため、施設職員に対し必要な知識・技術についての情報発信や相談対応を行うことで、感染拡大防止策の周知徹底を図ります。
7			衛生管理体制の強化	学校、子育て支援施設、各種福祉施設等においてマスクや消毒液などの衛生用品を確保するための支援を継続するとともに、感染者発生時には、宮城県と連携して速やかに防護用品を供給するなど、当該施設・事業所等の感染拡大防止を支援します。これに加え、本市の衛生用品の備蓄を増強するなど、衛生管理体制の強化を図ります。
8			学校における感染防止対策の推進	毎朝の検温等の家庭と連携した児童生徒の健康管理を行うとともに、マスク着用の徹底と手洗いの励行、こまめな換気や座席間隔の確保、さらには、感染防止チェックリストの配布・活用など、継続的な感染防止対策を行います。また、新たに感染者等が確認された場合には、臨時休業等も含めた迅速な対応を行います。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
	<p data-bbox="220 412 549 448">感染症に関する情報発信</p> <p data-bbox="220 528 576 564">情報発信手段の多様化検討</p>		危機管理室, 総務局, 健康福祉局, 教育局
	<p data-bbox="220 730 517 766">多言語による情報発信</p>		文化観光局
	<p data-bbox="220 909 636 945">特措法に基づく各種要請の周知</p>		危機管理室
	<p data-bbox="220 1111 727 1146">ごみの出し方・集積所清掃の注意喚起</p>		環境局
	<p data-bbox="220 1258 491 1294">自転車の利活用促進</p>		市民局
	<p data-bbox="220 1393 842 1429">福祉施設等における感染拡大防止策の周知徹底</p>		健康福祉局
	<p data-bbox="220 1561 491 1597">衛生用品の確保支援</p> <p data-bbox="624 1659 925 1695">衛生用品の備蓄の増強</p>		危機管理室, 健康福祉局, 子供未来局, 教育局
	<p data-bbox="220 1863 668 1899">学校における感染防止対策の推進</p>		教育局

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
9	①市民の「命」を守る、第2波を見据えた医療提供体制の構築へ	①感染拡大防止	幼稚園、保育所等における感染防止対策の推進	幼稚園、保育所等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分に配慮した幼児教育・保育の提供が行われるよう、施設及び保護者に対し、感染拡大防止のための留意点等に関する周知啓発や相談対応を継続的に行うとともに、新たに感染者や濃厚接触者が確認された場合には、施設と連携し、迅速な臨時休園等の対応を行います。
10			感染拡大防止のための児童福祉施設等の受入れ環境整備	保育所、児童クラブ、児童養護施設、一時保護所など、感染の第2波・第3波にあっても児童の受入れ継続が必要となる施設について、集団感染防止に資する施設環境整備や、職員の負担軽減等を検討します。
11			福祉施設多床室個室化事業費助成	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、障害者福祉施設や高齢者福祉施設の多床室個室化に要する改修費用を助成します。
12			認可外保育施設支援	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内の認可外保育施設が登園を自粛した利用者の保育料（令和2年4月1日から5月31日分）を減免する場合に、減免相当額を助成します。
13			避難所の感染症対策の推進 【重点】	避難所における感染防止のため、消毒液やマスク等の配備・備蓄を行うとともに、体調不良者等の滞在スペースや動線を他の避難者と分離することを検討します。また、補助避難所等を活用するなど、密集を避けるための対策を検討します。
14			新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し 【重点】	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本市行動計画について、この間の一連の対応状況や推進体制等について検証等を行うとともに、国・県の改正内容等も踏まえながら、必要に応じ見直しを行います。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
幼稚園、保育所等における感染防止対策の推進			子供未来局
児童福祉施設等の受入れ環境整備			子供未来局
福祉施設多床室個室化事業費助成			健康福祉局
認可外保育施設等の 保育料減免相当額助成			子供未来局
避難所の感染症対策の推進			危機管理室
新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し			危機管理室

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
15	①市民の「命」を守る、第2波を見据えた医療提供体制の構築へ	②医療提供体制強化	健康電話相談窓口の設置	新型コロナウイルス感染症の疑似症状がある方や不安を抱えている方など向けにコールセンターを設置し、相談者の状況に応じて帰国者・接触者相談センターにつなぐなど、適切な助言・指導を行います。聴覚や言語に障害のある方も相談しやすいよう、ファクスやメールなど複数の通信手段を確保します。 また、新型コロナウイルス感染症に関連するストレス等により心のケアが必要な方向けに、電話相談を実施します。
16			帰国者・接触者相談センターの設置	新型コロナウイルス感染症に関する相談対応、医療機関の受診調整を担う帰国者・接触者相談センターについて、相談者への速やかな対応が行えるよう体制を確保します。
17			帰国者・接触者外来の確保	疑似症状がある方に円滑に検査・診療を行うため、医師会や医療機関との連携のもと、帰国者・接触者外来の十分な体制を確保します。
18			重症者及び中等症者の病床確保【重点】	宮城県や医療機関等との連携により、重症者及び中等症者の受け入れに必要な病床を確保します。 また、本市も構成員である宮城県調整本部が行う療養先の調整について、適切な役割を果たします。
19			軽症者等の療養体制の確保【重点】	新型コロナウイルスの感染拡大が見られた場合に備え、軽症者等の療養施設の確保に向けて宮城県と積極的、主体的に協議し、必要な体制を確保します。 宿泊療養及び自宅療養において、軽症者の病状が急変した場合でも円滑に医療機関につなげられるよう、適切な健康フォローアップを行います。
20			医療資器材の確保	医療機関において確保が困難となったマスクや防護衣、フェイスシールドなどの医療資器材を確保・配布し、医療提供体制の維持・継続を支援します。
21			オンライン診療等の推進【重点】	新型コロナウイルス感染症の流行下においても、安心して医療を受けることができるよう、診療所及び薬局における情報通信機器の調達などの環境整備を支援し、オンライン診療及びオンライン服薬指導の導入を推進します。
22			救急体制の維持	感染防止装備を整えるとともに、予備救急車両を新型コロナウイルス感染症疑似患者の搬送専用車両として活用するなど、円滑に救急搬送等を行える体制を維持します。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
			健康福祉局
	健康電話相談窓口の設置		
		こころの電話相談の実施	
			健康福祉局, 各区役所
		帰国者・接触者相談センターの設置	
			健康福祉局
		帰国者・接触者外来の確保	
			健康福祉局
		重傷者及び中等症者の病床確保	
		感染症患者の入院費・移送費支援	
			健康福祉局
		軽症者等の療養体制の確保	
			危機管理室, 健康福祉局
	医療資器材の確保・配布		
		オンライン診療・服薬指導環境整備助成	まちづくり政策局, 健康福祉局
			消防局
		救急体制の維持	

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
23	①市民の「命」を守る、第2波を見据えた医療提供体制の構築へ	②医療提供体制強化	検査体制の強化 【重点】	市内でのクラスターの発生時はもとより、医療や介護従事者等の感染が疑われる場合などにおいても、必要なPCR検査が的確に実施できるよう、仙台市衛生研究所の検査能力強化を進めるほか、民間検査機関等のさらなる活用、ドライブスルー方式での検体採取などについて、関係機関への支援、連携を行うことなどにより、十分な検査体制を確保します。 また、国の検討・評価を踏まえ、より迅速・円滑な検査実施のため、抗原検査等の活用について検討します。
24			保健所の体制強化 【重点】	令和2年3月から4月にかけての第1波への対応において、保健所のマンパワー不足が明らかになったことを踏まえ、感染症対策に係る保健所機能の強化を図るため、組織横断的な速やかな応援などによる体制構築を行います。併せて、今後の対応を見据え、PPE（個人用防護具）の着脱や検体の梱包・搬送の訓練を実施するなど、人材の育成も行っています。
25			発熱患者への医療の確保 【重点】	医療機関や医師会等と連携を図り、発熱症状のある患者が円滑に受診できる体制を早期に確保します。
26			広域的な医療提供体制の整備	十分な医療体制を維持することができるよう、病院間におけるネットワークの構築や医療従事者の確保について、市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な医療提供体制の整備を図るため、国や県と連携して検討を行っていきます。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
<p data-bbox="220 376 400 450">衛生研究所の 検査能力強化</p> <p data-bbox="225 506 932 544">ドライブスルー方式での検体採取等関係機関への支援</p> <p data-bbox="220 598 520 636">抗原検査等の活用検討</p>			健康福祉局
	<p data-bbox="220 750 842 788">組織横断的な速やかな応援などによる体制構築</p> <p data-bbox="220 862 932 900">PPEの着脱や検体の梱包・搬送の訓練等の人材育成</p>		総務局, 健康福祉局, 各区役所
<p data-bbox="188 1032 520 1070">発熱患者への医療の確保</p>			健康福祉局
<p data-bbox="220 1220 608 1258">広域的な医療提供体制の整備</p>			健康福祉局

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
27	②日常の「暮らし」を取り戻し、新たな生活スタイルへ	①市民生活支援	生活・就労支援	生活困窮者の相談窓口である「わんすてっぷ」において、新型コロナウイルス感染症により生活に大きな影響を受けた方の相談に応じ、生活面や就労等、自立に向けた支援を行います。併せて、アウトリーチの観点から、支援が必要な方の情報把握に努め、訪問相談等により早期の支援につなげます。 また、生活保護について、生活の実態に応じた速やかな保護開始に努めるなど適切な運用を図ります。
28			住居の確保	新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方等を対象に、住居確保給付金を支給するとともに、アパート等居室の確保支援や相談等を通じ、自立を促します。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、社宅や寮（借上げ住宅や住宅手当対象の民間賃貸住宅居住者を含む）からの退去を余儀なくされた方を対象に、一時的に（原則6か月）市営住宅を提供します。
29			特別定額給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民の生活を支援するため、特別定額給付金を支給します。
30			国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に罹患した若しくは感染が疑われることにより休業し療養を行った方を対象に、傷病手当金を支給し、生活を支援します（令和2年9月まで）。
31			学生支援	新型コロナウイルスの感染拡大により生活困窮等の影響が生じている学生に対して、大学等を通じて国や市の支援制度や相談窓口等の周知を図ります。
32			障害者の在宅就労等支援	障害者の在宅就労・在宅訓練を推進する就労移行支援事業所等に対し、テレワークの実施に必要なシステム導入経費等を助成し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、障害者の就労・訓練の継続を支援します。
33			国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により一定の基準を超える収入の減少があった方を対象に、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免を行います。
34			市税の徴収猶予（特例）	収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した方を対象に、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予します。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
<p>「わんすてっぷ」による自立に向けた生活や就労等の支援</p> <p>生活保護の適切な運用</p>			健康福祉局，各区役所
<p>住居確保給付金の支給</p> <p>居室確保支援や相談等</p> <p>離職による住居喪失者への市営住宅の一時的な提供</p>			健康福祉局，各区役所，都市整備局
<p>特別定額給付金の支給</p>			市民局
<p>国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金の支給</p>			健康福祉局，各区役所
<p>支援制度や相談窓口等の周知による学生支援</p>			総務局，まちづくり政策局
<p>障害者在宅就労等支援</p>			健康福祉局
<p>国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免</p>			健康福祉局，各区役所
<p>市税の徴収猶予（特例）</p>			財政局

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
35	②日常の「暮らし」を取り戻し、新たな生活スタイルへ	①市民生活支援	水道料金・下水道使用料の減免	新型コロナウイルス感染症が家計に与える影響を考慮し、上水道基本料金，下水道基本使用料2か月分（令和2年7月及び8月検針分）を減免します。
36			陽性患者の家族等への生活支援	保護者や介護者等が陽性となり入院等による療養が必要となることで、一時的に在宅で生活を送ることが困難となる児童や高齢者，障害者等の生活を支える体制について検討を進めます。
37			高齢者の健康維持	外出する機会が減っても健康を維持できるよう，自宅でもできる手軽な体操や健康管理の留意点を各種広報媒体を活用して発信します。 また，身体機能の低下が見られる高齢者に対して，地域包括支援センターと連携して状態の改善に取り組みます。
38			消費者支援	新型コロナウイルス感染症に関連した悪質商法等への注意喚起を行います。また，最新かつ正確な情報を提供することで，適切な消費行動を促します。
39			DV防止・被害者支援	仙台市DV防止基本計画に基づき，DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶と被害者支援に向けた啓発を推進するとともに，配偶者暴力相談支援センター事業，民間シェルター活動支援事業などにより，被害者からの相談対応や自立に向けた支援を進めます。
40			人権配慮に関する啓発	新型コロナウイルス感染症は，誰もが罹患する可能性のある病気であり，感染者や濃厚接触者，医療関係者，外国人，その他感染症に関わった方々に対して，決して誤った認識や差別を行わないよう，地域社会全体の意識の徹底が図られるよう啓発に努めます。
41			心のケア・自死予防	新型コロナウイルス感染症に関連するストレス等による自死を予防するために，匿名でも利用可能な電話相談を実施します。 また，弁護士・臨床心理士による勤労者向け相談会や，区役所・市民センター等の身近な場所での総合相談の実施等により自死の予防を推進します。
42			福祉サービスの継続支援	休業要請を受けた事業所等が代替サービスを行う場合の経費や，感染拡大防止を徹底しながらサービス提供を行うために必要な費用の助成等，福祉サービス事業所・施設が，介助等のサービスを継続して提供するための支援を行います。
43			市民活動団体支援	新型コロナウイルス感染症に関する支援情報の提供や団体の運営に関する相談対応等を通じて，市民活動団体の活動継続を支援します。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
水道料金・ 下水道使用料 の減免			水道局, 建設局
患者家族等に対する 生活支援の検討			健康福祉局, 子供未来局
健康管理の留意点の発信			健康福祉局, 各区役所
身体機能の低下が見られる高齢者の状態改善			
悪質商法への注意喚起等の消費者支援			市民局
DV防止・被害者支援			市民局, 子供未来局, 各区役所
人権配慮に関する啓発			健康福祉局, 市民局
自殺対策推進センター相談受付電話			健康福祉局, 各区役所
勤労者向け相談会・身近な場所での総合相談			
福祉サービスの継続支援			健康福祉局
市民活動団体支援			市民局

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
44	②日常の「暮らし」を取り戻し、新たな生活スタイルへ	①市民生活支援	安定的なごみ処理体制の確保	新型コロナウイルス感染症の流行下においても、安定的なごみ処理体制を確保し、市民生活における衛生的な環境を維持します。
45			各種支援制度に関する情報発信の強化 【重点】	新型コロナウイルス感染症に関連して本市や国・県が設ける各般の生活・経済支援制度について、必要とする方に支援が行きわたるよう、情報発信を強化していきます。
46			窓口サービスの利便性向上	郵送申請や電子申請などの市民が窓口に行かなくても行政手続きを行える環境の整備や、窓口でのICT機器の活用や押印の見直し等による行政手続きの簡素化、ペーパーレス化を推進するなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止と市民の利便性向上を検討していきます。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
安定的なごみ処理体制の確保			環境局
各種支援制度に関する情報発信の強化			総務局
窓口サービスの利便性向上			総務局, 市民局, 各区役所






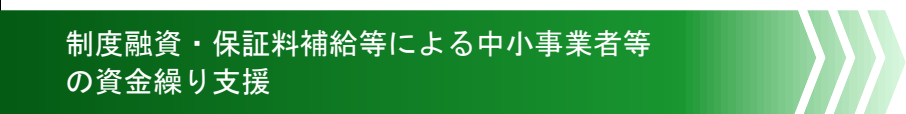

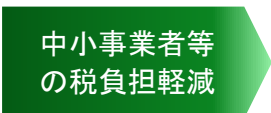






No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
47	②日常の「暮らし」を取り戻し、新たな生活スタイルへ	②教育・子育て支援	学びの確保【重点】	学校の臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、学校行事の精選や長期休業期間における授業日の設定などにより弾力的に教育課程を編成します。 また、教室内の消毒等を行うマンパワーを確保し、教職員の負担を軽減するとともに、少人数グループによる指導などの対応が図られるよう検討します。さらには、児童生徒の学習内容の定着状況に目を配り、児童生徒一人ひとりの学びをフォローアップし、学習の質の向上を図ります。新型コロナウイルス感染症の第2波への対応も意識し、児童生徒の継続的な学びの機会の確保に取り組んでいきます。
48			学びのICT活用推進【重点】	児童生徒一人一台端末の整備を進めるとともに、教職員のICT研修を行い、ICTを活用した教育の実践による情報活用能力の育成とICTの更なる活用を図る授業研究を推進します。 加えて、ICTを活用した教育コンテンツの展開など、多様な学びを提供できる環境づくりに取り組みます。 また、家庭にインターネット環境のない児童生徒への対応として、端末の貸与、学校内のパソコン室の開放など代替手段の検討を進めます。
49			家庭学習支援	感染症の第2波到来により学校の臨時休業が必要となった場合の児童生徒の家庭学習支援として、学習のポイントや家庭学習に役立つ様々なコンテンツに関する情報発信の充実や、科学館の「中学生向け理科学習動画」などの家庭学習の助けとなる動画の作成・活用など、児童生徒の学習環境の充実について、検討していきます。
50			子どもの保育環境・居場所づくり【重点】	新型コロナウイルス感染症の発生時期や学校の臨時休業期間中、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続する必要がある方や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭の児童が安心して過ごすことができるよう、保育所、小学校、児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等が連携を図りながら、児童の受け入れを行います。 また、感染防止の観点から、こうした場における密な環境を改善するための方策を検討します。
51			子育て世帯の支援	児童手当受給世帯を対象とした子育て世帯臨時特別給付金の支給により、子育て世帯を支援します。 また、地域における子どもの見守りの充実を図るため、子ども食堂に対する支援を拡充します。
52			児童生徒の健康維持	児童・生徒が楽しみながら運動不足解消や体力づくりに取り組めるよう、在仙のプロスポーツ3球団や在仙のトップアスリートと連携し、エクササイズ動画を配信します。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
<p>教育課程の弾力的な編成</p> <p>学校衛生管理等の支援による教職員の負担軽減 ときめ細かな指導の充実</p> <p>学習のフォローアップと質の向上</p>			教育局
<p>学習用端末の配備</p> <p>ICT活用教育の実践</p> <p>教職員のICT研修</p> <p>ICTの更なる活用 を図る授業研究</p>			教育局
<p>家庭学習支援の充実検討</p> <p>動画（補助教材）の 有効活用を図る取り 組みの実践</p>			教育局
<p>子どもの保育環境・居場所づくり</p> <p>密な環境改善の方策検討</p>			健康福祉局, 子供未来局, 教育局
<p>子育て世帯臨時特別給付金の支給</p> <p>子ども食堂支援</p>			子供未来局, 各区役所
<p>在仙のプロスポーツ3球団や在仙トップアスリート との連携によるエクササイズ動画配信</p>			文化観光局

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
53	②日常の「暮らし」を取り戻し、新たな生活スタイルへ	②教育・子育て支援	児童生徒の心のケア【重点】	児童生徒の心身への影響の軽減・解消を図るとともに、長期の臨時休業に伴う不登校の未然防止にもつながるよう、配慮を要する児童生徒及びご家族に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談・フォローアップを行う体制を充実させます。また、いじめをはじめとした子どもたちの様々な悩みを解消するため、教育局や子供未来局の関係窓口等において、丁寧に相談者に寄り添った相談対応を行っていきます。
54			子育て相談体制の充実	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに関する不安を抱えている方を対象に、区役所・総合支所の子供家庭総合相談窓口や、子供未来局の関係窓口での相談対応、各種情報提供を行い、相談体制の充実を図るとともに、支援が必要な子どもの見守り強化に努めます。また、オンライン相談の導入について検討していきます。
55			妊産婦支援	十分な感染防止対策を講じながら、妊産婦からの相談への対応や訪問指導を行うとともに、支援が必要な妊産婦の見守りを強化するなど、安心して子どもを産み育てることができる環境の構築を図ります。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
児童生徒の心のケア			教育 局, 子 供未来 局
子育て相談体制の充実 オンライン相談の導入検討			子供未 来局, 各区役 所
妊産婦相談体制等の強化			子供未 来局, 各区役 所

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
56	③仙台の「経済」を支え、まちの新しい未来へ	①地域経済の再生・活性化	地域産業総合相談	各種経営相談に加えて、国等の助成金の申請やテレワークの導入等を重点的に支援するための総合窓口を（公財）仙台市産業振興事業団内に開設します。併せて、相談者のニーズに応じた専門家を派遣します。
57			事業継続支援 【重点】	宮城県の休業要請や休業協力依頼に応じて、施設の使用停止等に協力いただいた中小事業者を対象とした地域産業協力金、前年の月比較で事業収入が50%以上減少している中小事業者を対象とした地域産業支援金を支給します。 また、今後の事業活動に向けて前向きな投資を行う中小事業者を支援するために、地域産業応援金を創設し、地域経済の活性化を図ります。
58			資金繰り支援	新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに苦慮している中小事業者等に対し、国その他関係機関の金融支援制度について幅広く周知を行うとともに、国のセーフティネット保証制度を活用した金融支援制度の実施、保証料補給などにより、事業者の資金繰りを支援します。
59			市税の徴収猶予（特例）・税負担の軽減	収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した事業者を対象に、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予します。 加えて、厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとし、負担軽減を図ります。
60			域内循環の促進	景気を下支えする観点から、公共事業を計画的に発注するとともに、物品の前倒し発注や地元発注等に努め、域内循環による地域経済活性化を促進します。
61			商店街活性化支援 【重点】	新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げ減少等の影響を受けている商店街に対し、商店街の創意工夫による魅力発信や売り上げ向上につながる取り組み（宅配・テイクアウト等）に要する費用の一部を助成します。 また、経済回復に向けた域内の消費喚起を図るため、商店街が発行するプレミアム商品券の割り増し分の費用等を助成します。
62	販路開拓支援	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う外出自粛の動きの中、テイクアウトや宅配サービス等による販路開拓に取り組んでいる飲食店や宿泊施設をウェブサイトで紹介する等により支援します。		

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
  			経済局
 			経済局
			経済局
 			財政局
  			財政局， 経済局， 都市整備局
 			経済局
			文化観 光局

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
63	③仙台の「経済」を支え、まちの新しい未来へ	①地域経済の再生・活性化	地元企業資金調達支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者が、地元のクラウドファンディングプラットフォームを活用する際の決済手数料等を助成します。
64			「新しい生活様式」に対応した新事業創出支援	「新しい生活様式」への移行により生じる課題への挑戦を地元経済活性化の起爆剤とし、持続可能な地域産業の形成を図るため、AI・IoT等の先端ICT技術を活用した新事業の創出支援により、地場IT企業の成長や地域産業が抱える課題解決を促進します。
65			テレワーク導入支援	地域の中小企業等を対象に、テレワーク導入に関する相談や技術的課題に対するサポート、体験機会の提供等を通じて、新型コロナウイルスの感染リスク低減と地域経済活動の両立を目指す事業者を支援します。
66			雇用支援	企業の人材確保と新規卒業者等の就職活動を支援するため、企業の採用活動のオンライン化を支援するとともに、学生や求職者等に対して、オンラインでの就職活動の支援を行います。
67			宿泊需要の喚起 【重点】	新型コロナウイルス感染症収束の段階に応じて、感染拡大防止に努めている宿泊施設の紹介や、観光需要を喚起する宿泊促進キャンペーン等を展開し、交流人口の回復と経済活性化を図ります。
68			MICEの誘致	新型コロナウイルス感染症の収束段階に応じて、企業内会議・研修会等や大規模な会議・学会等の誘致を行うとともに、会議参加者の市内での宿泊や回遊を促進することにより、地域経済の活性化を図ります。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
地元企業資金調達支援			経済局, 文化観光局
「新しい生活様式」に対応した新事業創出支援			経済局
テレワーク導入推進			経済局
学生向け就職活動オンライン相談 オンライン就活スペース・備品無償貸し出し WEBによる合同企業説明会の実施 採用活動のオンライン化導入支援			経済局
宿泊施設の感染症対策等PR 市民の観光需要喚起 全国の観光需要喚起			文化観光局
企業内会議や研修会等の誘致・参加者の回遊促進 大規模会議・学会等の開催 ・参加者の回遊促進			文化観光局

No	基本方針	対策分野	取り組み	概要
69	③仙台の「経済」を支え、まちの新しい未来へ	②まちの活力創出	観光需要の喚起 【重点】	東京オリンピック・パラリンピックや東北DC（Destinyネーション・キャンペーン）を契機として、仙台・東北への誘客に取り組むとともに、国際定期便再開に向けた海外プロモーション等を通じて、インバウンドの回復を図ります。 また、祭り等の大型イベントの開催を支援し、まちの賑わいと活力を創出します。
70			文化芸術活動支援	多様なメディアを活用して市民に文化芸術を届ける創造的な活動を助成することなどにより、文化芸術振興を推進します。
71			スポーツイベントの開催・誘致	大規模スポーツイベントの開催・誘致やプロスポーツ等の開催・PR支援により、交流人口の拡大やスポーツ振興に取り組めます。
72			公共空間利活用促進	新しい生活様式を踏まえ、屋外での密集しない程度の日常的な賑わいや、テイクアウト等による経済活動の場を創出するため、地域のまちづくり団体等と連携し、道路や公園等の公共空間利活用を推進します。
73			公民連携/起業家支援	新型コロナウイルス感染症で浮き彫りとなった本市業務や事業に関する課題について、民間企業等を対象に連携事業の提案や実証実験の企画を募集することで、そのノウハウやアイデアを活用しながらより安心・安全で効果的な施策を実現するほか、起業家を対象に当該課題解決の事業化に向けた各種支援メニューを提供することで、地域経済をけん引する新たなロールモデルを創出します。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
<div data-bbox="225 349 1342 405">海外プロモーションの検討・実施</div> <div data-bbox="225 432 1342 488">オリパラ・東北DCを契機とした誘客促進の検討・実施</div> <div data-bbox="563 515 1342 571">大型イベント（祭り等）の開催支援</div>			文化観光局
<div data-bbox="159 645 1342 701">文化芸術活動支援</div>			文化観光局
<div data-bbox="225 779 1342 835">スポーツイベントの開催・誘致</div>			文化観光局
<div data-bbox="159 943 1342 999">公共空間利活用促進</div>			まちづくり政策局, 都市整備局
<div data-bbox="159 1120 1086 1220">クロス・センダイ・ラボにおける課題設定型（仮称）の連携事業・実証実験等の募集</div> <div data-bbox="159 1249 1086 1305">起業家向け集中支援プログラム</div>			まちづくり政策局, 経済局

【庁内体制】

No	取り組み	概要
1	組織横断的な推進体制の整備	市長・副市長・局長級職員で構成する仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議や仙台市危機管理連絡本部会議において、全庁横断的に意思決定や連絡調整を行うとともに、その方針に基づき各種施策が円滑に実施できるよう総合的な調整を行う担当を設け、感染症対策を推進します。
2	確実な財源とマンパワーの確保	新型コロナウイルス感染症対策に重点を置き、今後の新たな行政需要にも対応していくため、既存事業の総点検とともに優先順位を明確化し、不急の事業の延期や中止等を行うことにより、対策の推進に必要な財源とマンパワーを確実に確保します。 また、新型インフルエンザ等対応マニュアルに基づき優先業務を適切に実施し、必要な行政サービスを継続するとともに、業務が縮小・停止している部署の職員を繁忙部署へ組織横断的に応援勤務させる等の柔軟な応援体制により、感染拡大防止や経済対策などを推進していきます。
3	仙台ふるさと応援寄附を活用した寄附金の募集	幅広い財源を確保するといった観点等から、ふるさと応援寄附を通じた寄附金を募集します。
4	会議の開催方法等の検討	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特に外部委員などが遠隔地から参加する会議について、対応可能なものからオンライン会議の手法を導入するなど、開催方法等を検討していきます。
5	職員研修の開催方法等の検討	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、研修プログラムの見直しや会場の分散化を行うとともに、eラーニングなどの手法の導入を検討していきます。
6	庁内の感染症対策	時差出勤や休憩時間の分散化の導入により、通勤途上や事務室での接触機会を可能な限り抑え、職員の感染リスクを低減します。併せて、窓口等の飛沫感染防止措置を行うなど、来庁者・職員双方の安全安心の確保に努めます。 また、第2波など今後の感染拡大への長期的な備えの観点から、さらなる接触機会の低減に向け、サテライトオフィスの運用について検討していきます。
7	職員の心身のケア	新型コロナウイルス感染症への対応業務等により、職員が心身に不調をきたすことがないように、過重労働による健康障害防止のための保健指導を徹底するとともに、産業医や看護師、産業カウンセラー等に相談できる体制を維持し、チームで助け合い、支え合いができる職場環境づくりを推進します。

フェーズ① 感染拡大防止と 社会経済活動の両立の開始 令和2年秋頃まで	フェーズ② 地域経済の活性化と 第2波への対応 令和2年度末まで	感染症に強い まちづくり	担当局
組織横断的な対策の推進			危機管理室, 総務局
確実な財源とマンパワーの確保			総務局, 財政局
寄附金の募集			財政局
会議の開催方法等の検討			総務局
職員研修の開催方法等の検討			総務局
時差出勤や休憩の分散取得の運用			総務局
サテライトオフィス運用検討			総務局
職員の心身のケア			総務局